

四 西成区市域編入四〇周年記念事業のあらまし……………四〇一

五 あとがき……………四三四

題 字 大阪市長 中 馬 馨

見返し絵 生 田 花 朝 画 伯

天下茶屋是齋屋・千本松風景

第一編 総 説

第一章 西成区の誕生

第一次西成
区の成立

本区は大正一四年四月一日、大阪市の第二次市域拡張によって初めて成立した。すなわち当時大阪市は周囲部の発展から、周辺の東成・西成両郡の四四方町村を一举に併合し、それまで旧市が東・西・南・北の四区に分れていたのに対し、これを八区に増区し、同時に新たに編入した四四方町村の地域を、五区の行政区画にわけることとした。かくて生まれたのが西成区で、それまでの新編入五区の旧村名を示すと、つぎの通りであった。

区 名	編 入 町 村 名
西淀川区	伝法町・鷺洲町・歌島村・千船町・稗島町・福村・川北村
東淀川区	中津町・豊崎町・西中島町・豊里村・大道村・新庄村・中島村・北中島村・袖津町
東成区	生野村・鶴橋町・中本町・神路村・小路村・城東村・榎木村・鯉江町・榎並町・城北村・古市村・清水村
住吉区	天王寺村・平野郷町・喜連村・北百濟村・南百濟村・田辺町・依羅村・長尾村・住吉

西成区 西成郡 今宮町・玉出町・粉浜村・津守村
村・墨江村・安立町・敷津村

区域の決定
経過

しかし新区の区域や区名が決定するまでには各区とも相当に紛糾があり、おおむねつぎのような経過をたどった。

第一区	内 申 案		市会に対する諮問案		市会答申案		府参事会決定案	
	名称	地域	名称	地域	名称	地域	名称	地域
第一区	下淀区	伝法・鷺洲・ 歌島・千船・ 舞島・福・ 川北	姫島区 同	上	同上	上	西淀川区 同	上
第二区	上淀区	中津・豊崎・ 西中島・豊里 ・大道・新庄 ・中島・北中 島・神津	中島区 同	上	同上	上	東淀川区 同	上
第三区	城東区	生野・鶴橋・ 中本・神路・ 小路・城東	東成区 同	上	同上	上	同上	上
第四区	阿倍野区	天王寺・平野 郷・喜連・北 百済・南百済 ・田辺・依羅 ・長居・住吉 古市・清水 榎本・鯉江・ 榎並・城北	住吉区 天王寺・平野 郷・喜連・北 百済・南百済 ・田辺・依羅 ・長居・住吉 ・墨江・安立 ・敷津	同上	同上	同上	同上	上
第五区	住江区	今宮・玉出・ 粉浜・津守・ 墨江・安立・ 敷津	住之江区 今宮・玉出・ 粉浜・津守	西成区 同	上	同上	同上	上

区名の由来

右によって知られるように、はじめ大阪市が府当局に内中の際は住江区であり、その区域にも一部東成郡の区域が入っていたが、府当局から市会に対する諮問の際に住之江区と改められ、区域も西成郡の四方町村に改められた。同時に第三区の原案城東区が旧郡名東成を残して東成区と改められたため、市会答申で西成郡の区名も残存すべきであるとして、西成区の名となり、これが最終的に決定さ

西成の郡名

れることとなった。

元来東成・西成の郡名は、奈良時代の元明天皇の和銅六年（七一三）郡郷の名は好字であらわしかつ二字を用うべしとされたことよって、それまでの難波大郡、難波小郡が東成（あるいは東生）西成の郡名に改められたものである。そしてその際の境界はおおむね上町台地の屋稜線であった。しかし当時の西成郡は小郡の名が示すように、その区域は未だ小であったが、年月が経るに従い、陸地造成並びに市街地の形成は屋稜線の東側より甚だしく、今日の大阪市の殆んど全区がこの地域に発達した。従って西成郡の区域としては必ずしも現在の西成区域にとどまらなかったが、大正一四年の大阪市編入当時、北部の西成郡諸町村が、東淀川・西淀川の両区に分割され、南部の諸町村においてこの由緒ある西成の名を残すべしとされたためであった。

かくて大正一四年本市の行政区画は全市で一三区となったが、その後昭和七年一〇月一日東成区より旭区、港区より大正区が分区され、一たん一五区となり、さらに昭和一八年四月一日に現在の二二区制に編成替えされることとなった。従ってそれまでの西成区と、一八年以降の西成区とは、区界において変動があり、区面積もつぎのように変動した。

第一次西成区の成立

大正一四年第一次西成区成立当時

七・二〇方キロ

昭和一八年第二次

七・四二方キロ

備考 区面積については、国勢調査施行の際数次建設省国土地理院等によって変動発表をみているが、現在の本区面積は七・四二方キロである。

1 大正一四年四月第一次西成区発足当時の町名

今宮町内（旧大字名のまま）

南吉田、北吉田、南神合、北神合、三日路、苔山、曳船、東萩、海道、甲岸、東入船、西入船、東田、今池、東今船、西今船、東皿池、西皿池、柳通一―七丁目、桜通一―八丁目、橘通一―九丁目、松通一―九丁目、梅南通一―九丁目、梅通一―九丁目、旭南通一―八丁目、旭北通一―八丁目、鶴見橋通一―八丁目、鶴見橋北通一―八丁目、長橋通一―九丁目、出城通一―九丁目、南開一―八丁目、中開一―六丁目、北開一―四丁目、花園、西萩、西四条一―三丁目、東四条一―三丁目の各町

津守村内は津守町、玉出町内は玉出町、粉浜村内は粉浜町

2 その後大正一五年一月一日玉出町方面町名改称（昭和二年一月一日より施行）

潮路通一―五丁目、新開通一―四丁目、有楽町、千本通一―七丁目、松原通一―三丁目、南海通一、二丁目、田端通一―五丁目、玉出新町通一―五丁目、岸松通一―三丁目、玉出本通一―五丁目、姫松通一―五丁目、辰巳通一―三丁目

3 昭和二年一月一日粉浜町方面町名改称（昭和三年一月一日より施行）

粉浜東之町一―五丁目、同中之町一―四丁目、同本町一―四丁目、同西之町一―三丁目の各町

4 昭和一八年四月第二次西成区発足当時の町名

今池町、有楽町、花園町、西入船町のうち関西線南側以南、西今船町、西萩町、西皿池町、西四条一―二丁目、同三丁目のうち関西線南側以南、海道町、甲岸町、田端通一―五丁目、橘通一―九丁目、辰巳通一―三丁目、同三丁目のうち都市計画道路平野柴谷線（予定線）北側以北、玉出本通一―五丁目、玉出新町通一―五丁目、鶴見

橋通一八丁目、鶴見橋北通一八丁目、津守町のうち都市計画道路平野柴谷線（予定線）北側以北、長橋通一一九丁目、中開一一六丁目、南海通一一二丁目、梅通一一九丁目、梅南通一一九丁目、柳通一一七丁目、松原通一一三丁目、松通一一九丁目、荻山町、出城通一一九丁目、旭北通一一八丁目、旭南通一一八丁目、桜通一一八丁目、北神合町、北吉田町、北開一一四丁目、岸松通一一三丁目、三日路町、南神合町、南吉田町、南開一一八丁目、潮路通一一五丁目、新開通一一四丁目、東入船町のうち関西線南側以南、東今船町、東萩町、東田町のうち関西線南側以南、東皿池町、東四条一一二丁目、同三丁目のうち関西線南側以南、曳船町、松通一一五丁目、千本通一一七丁目、粉浜東之町二丁目、同中之町二丁目、同西之町二丁目のうち都市計画道路平野柴谷線（予定線）北側以北

5 旧西成区から新たに住吉区に編入された区域

辰巳通一丁目、同二丁目、津守町のうち都市計画道路平野柴谷線（予定線）北側以南、粉浜町、粉浜東之町一丁目のうち都市計画道路平野柴谷線（予定線）北側以南、同二一五丁目、粉浜中之町二丁目のうち都市計画道路平野柴谷線（予定線）北側以南、同二一四丁目、粉浜本町一一四丁目、粉浜西之町一丁目のうち都市計画平野柴谷線（予定線）北側以南、同二一三丁目

6 旧住吉区から新たに西成区へ編入された区域

松田町一一二丁目、天神ノ森一一二丁目、天下茶屋一一三丁目、桜井町のうち都市計画道路平野柴谷線（予定線）北側以北、木津川南土地画整理道路第八号線（予定線）東側以東、山王町二丁目のうち関西線南側以南、同二一四丁目、北加賀屋町のうち木津川南土地画整理道路第八号線（予定線）東側以東及び同第七号線（予定線）北側以北、聖天下一一二丁目

第二章 西成区の地形

大阪府の地形

本区は大阪の高台地（一般に上町台地といわれる）の西側低地帯に展開された聚落地である。
元来大阪府は三方を山地に囲まれ、西方の大阪湾に向かって開いた地形となっている。すなわち、東方の奈良県との境に生駒・金剛山脈があり、南方の和歌山県との間に和泉山脈がある。この東西に走る和泉山脈は階段状に紀淡海峡方向に高度をさげており、海峡を越えて淡路の山々につづいている。さらに西方では大阪湾を隔てて六甲山脈が北に伸びて老ノ坂山地となり、大阪府を包む形となっている。そしてこれらの山地が平野に移り変わる際に、丘陵や台地があり、例えば生駒北麓には枚方台地・交野台地・南では玉手山丘陵・殖生丘陵・陶器山丘陵・信太山台地などと呼ばれた丘陵ないし台地があり、北方でも千里山丘陵などがある。そしてその多くは一〇〇米前後の丘を示している。これらのうち南部の台地は総称して河泉丘陵と呼ばれ、その一部が大阪市内に延びていわゆる上町台地（俗に大阪山脈）となっている。

上町台地

この上町台地が大阪市内に突出した形となっている点から市内は高地と低地に分れ、地質上からみても、高台地が洪積層であるのに対し、低地は新しい時代に陸地化した沖積層となっている。高地帯

の上町台地は大阪市内では北高南低の帯状の丘陵をなし、大阪城の標高最高三三・三米を除くと、大阪中央放送局の東側法円坂町が最も高く二三・四米を示し、四天王寺付近では二・一米、阿倍野橋付近で約一六米、住吉付近で約一〇米内外に低下している。その幅約二キロであるが、西斜面は極めて急崖状となり、これに対し東側は比較的緩斜でいわゆる傾動地塊と称される地形となっている。

台地上の区としては、東区の東半部、天王寺区、阿倍野区、住吉区の一部であるが、浪速区や本区などは西側の低地に沖積された陸地で、区内各地点の測量結果をみても、低地であることは明白である上、西方に向かって漸次低くなっている。

区内の標高

広ほう 極東 山王町二丁目

極西 津守町西八丁目木津川流心

極南 桜井町

極北 津守町西二丁目七瀬川・十三間堀川合流点

地勢 最高 O・P 一二・八米 松田町一丁目

最低 O・P 〇・八米 津守町西八丁目

(資料 大阪市統計書)

本区内の高低(参考)阿倍野区を付記)

阿倍野区	阿倍野橋上	一七・三米	西成区	東田町愛隣会館前	三・八米
"	市大医学部前	一六・五	"	西成警察署前	三・七
"	市立大学付属病院玄関前	一〇・〇	"	萩之茶屋小学校東南角	三・六

阿倍野区	阿倍野斎場交叉点	一七・二	西成区	山王町二丁目	四・五
"	大谷学園西側共立通	一五・六	"	東今船町ロータリー付近	四・三
"	聖天山正円寺	一七・八	"	今宮小学校東南角	三・八
"	帝塚山ボーリングセンター入口前	一〇・五	"	長橋通三丁目旧長橋跡付近	二・四
西成区	大谷学園西側松田町二丁目	六・〇	"	長橋小学校東南角付近	二・二
"	府立今宮高校運動場東南角	三・五	"	津守自動車教習所付近	二・七
"	花園町交叉点	三・七	"	津守小学校東北角	二・四
"	天下茶屋小学校南側	四・五	"	天津橋西詰	二・五
"	南海天下茶屋工場	三・六	"	市電天津橋道路上	二・五
"	天下茶屋中学校西北角	三・三	"	佐野安造船所前	二・六
"	西成区役所前国道上	三・五	"	名村造船所正門前	三・三
"	玉出本通商店街中央部	三・八			
"	千本小学校南東角	三・七			
"	玉出小学校西南角	三・五			
"	南海本線平野柴谷線踏切東側	三・八			
"	玉出青果市場北側	二・九			

(資料 大阪市土木局調査資料)

第三章 黎明時代

海浜関係の地名

当区は天王寺区、阿倍野区などの高台地に展開された聚落とは異なり、台地西側の低地帯に属し、中世時代まではおおむね茅渟チノウ海ないしは海浜とみられた地である。すなわち北部の旧村今宮の古名といわれる津江の庄にしても、南部の旧村玉出の別名古妻コメの浦、さらには隣村粉浜などの村名をみて、あるいは現在の町名に残る東西入船町、東西今船町、曳船町、甲岸町、海道町などからも、往昔海浜であったことが容易にうかがわれる。

昔時海中または、よしあしのしげる浅洲であったものが、何時の頃に陸地化したかは判然としな
いが、玉出については、もと木妻キメ、また古妻、勝間などといわれ、仁治年中（一二四〇～一二四三）里
長某がこの地を開さくして住吉神社の神領としたにはじまるとされている。また粉浜は保元二年（一
一五七）駒井左衛門・佐原彦八郎・早川五郎次・松本太三郎・村岡又三郎・山野新右衛門・本田太八
郎・沢井十左衛門の八名が協力し、当時一面の芦原として何人も顧みなかったこの地を開拓、四力年
半の歳月を経て、応保元年一月（二一六二）一族七〇余人がこの地に居を構え一村を形成するに
至ったといわれている。（粉浜村誌）

玉出の開発
粉浜の開発

朝 役

これに対し北部の今宮の由来もまた明白ではないが、この地には、永く今宮村人が誇りとしている
朝役、神役の故事があって、平安初期あるいは中期にまでさかのぼることができる。すなわち朝役と
は天子が日々の御贄に供せられるところの鮮魚を禁裏御厨子所に奉る役で、この起源は平安遷都の頃
であろうといわれている。朝廷ではこの供御人のために京都四条通り油小路西入る南側に間口一三間
余、北側に間口二三間の地を供御人詰所として賜わっていた。しかし天正の頃より戦乱のため中絶し
たが、江戸時代毎年正月一三日大内裏に鮮鯛二尾を調貢し、今宮村の庄屋は差添えとして村年寄一名
を従え兩人とも大紋を着して参内し年頭の御礼を申し上げ、これに対し禁裏からは定例として鳥目一
貫文を下賜されたという。そして庄屋と差添えとは関白家・両伝奏家・所司代・両奉行所へ順次回礼
して帰村するのが例であった。

神 役

つぎに神役は毎年六月の祇園会に今宮村から人数一一六人が上洛し神輿駕輿丁を奉仕するもので、
古来今宮村神人の名があった。この古例は後冷泉院の御宇祇園会の初まったとき、当時四条河原の店
にあった今宮村の地下人に祇園大宮の轅を充てられ、これを奉仕したことに起るといわれる。神役を
勤めるには定まった家株があって濫りにこの役に加わり得ず、寛政元年（二七八九）には今宮神人の家
株は一四五軒あった。（西成郡史・今宮町志 現在地下鉄花園町駅東側の弘治小学校（もとの今宮第一尋常
高等小学校）の校名は、かかる奉仕に対し朝廷が課役免除の恩典を与えて嘉賞されたとの御綸旨の年
号にもとづくものである。（今宮町志）

御 諭 旨

御厨子所供御人撰州欠郡今宮庄葦証文從往古於五畿七道

致売買之業停止浦々閑泊交易往反之煩令備進日次供御同勤祇園社駕輿丁云朝役云神役異干他処企新儀依成他家
披官從方々相懸非分課役云々太不可然所詮彌為諸役免除可致事公役旨可被下知者、

天氣如此悉之以狀

弘治三年四月丁日

左 中 辨 在 判

名児の浜

右のように今宮ないしは木津、勝間、粉浜の各村は、古代、中世の時代には大阪湾に面した海辺の地で、僅かに都会に魚貝を供給する瀬海の寒村にすぎなかったと思われ、萬葉集などに詠まれた名児之浜、名児乃海、奈呉の浦ないし敷津之浦などは当区一帯の海とみられ、その頃の美しい海辺であった様子が目にうかぶようである。

住吉之名児之浜辺に馬立てて玉拾ひしく常忘らえず

奈呉乃海の朝けの余波なむ今日もかも磯の浦回到乱れてあらむ

舟泊ててかし振り立てて慮せむ名子江の浜辺過ぎてぬかも

名児乃海を朝榜ぎ来れば海中わたなかに水手かこぞ呼ぶなるあはれその水手

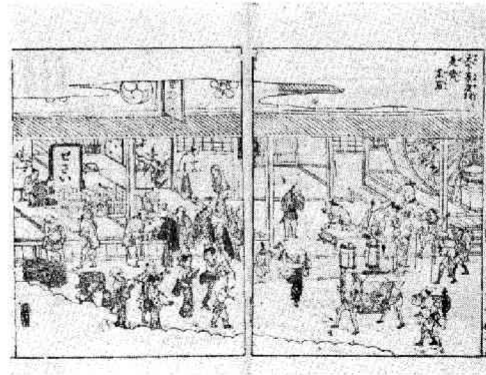
もしは草敷津の浦に船とめてしはしは聞かん磯の松風

こうした海浜に点々とした漁農村状態であったのが、漸次陸地のひろがりを見せ、鎌倉時代以降になつて集落も漸く大きくなり区内の地名が史書につきつき見られるようになった。しかし高台地とは異なり遺憾ながら明白な記録が少なく、堺が台頭し、大坂の低地帯に集落が増え、両者を結ぶ往来が起るとともに、当区村々の街村化も進むに至つたものと思われる。

第四章 近世

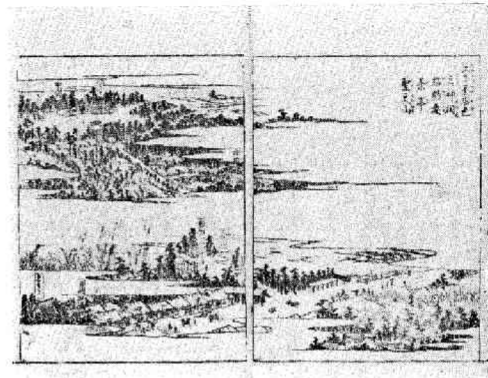
軍事上要衝の地

足利時代より当区の陸地化が進み、大坂に入る軍事上重要の地として今宮・木津・勝間などの名が盛んに史書に出るようになった。すなわち享祿三年（一五三〇）には細川常植（高国）方の先陣は細川



天下茶屋是齊屋

摂津名所図会より



天下茶屋邑風景

摂津名所図会より

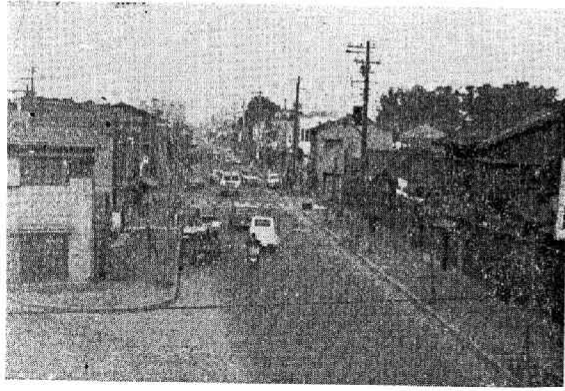
出城

晴元方の軍と住吉勝間で衝突し、常植方は利を失うて天王寺・今宮・木津・難波に退き、さらに両軍は享祿四年六月四日天王寺・木津・今宮に戦い、高国の兵が大いに敗れ、野里川（現在西淀川区）で溺死するもの五千におよぶなど細川両家記や足利季世記などにみられる。また天正年間本願寺門徒が織田信長と戦った際、木津川口の防衛のため、当区出城道の地に城塞を築いたといわれている。当時

石山本願寺は毛利氏と結び毛利の兵船八〇〇艘に糧粟二万俵を積んで木津川に入らんとし、九鬼嘉隆らが兵船三〇〇余艘でこれを遮り、石山方は木津・樓の岸などの諸塞兵を出してはげしく戦い、遂に石山軍勢が勝ちを制して糧食を石山に入れた。（信長記）このことをみても木津川川口の当区の地が如何に軍事上重要な地であったことが推測される。

従ってその後の慶長一九年および元和元年のいわゆる冬の陣、夏の陣でも木津をはじめ当区の諸処が戦場になった記事もしばしばみられるが、足利時代末期に上町丘陵を走る阿倍野街道に代って、新たに大坂より堺に至る往来路として低地を走る住吉街道（一に紀州街道）の出現をみたこと

住吉街道



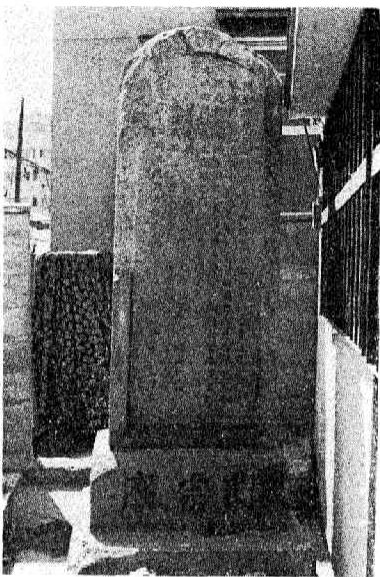
現在の住吉街道（宮の下付近）

天下茶屋

は、当区内の発展に至大の影響を与えたことであった。この道は堺筋を南へ日本橋（南海道の起点）を渡り長町をすぎ、行き当りを西へ一丁行き、今宮札の辻から南へ今宮新家・天下茶屋・住吉新家・安立を経て堺・紀州に至るものである。豊臣秀吉も住吉神社あるいは堺政所往還の途次、利休その他の臣下を従え、現在の天下茶屋三丁目の天満宮紹鴨杜付近の茶店に休憩し、このために太閤殿下が憩われたとの故事から殿下茶屋、さらに天下茶屋の名が出たといわれる。とに角その頃の街道は極めて風景にも勝れた道路として、世人に愛され漸次往来が賑わしくなったものである。

さて大坂落城後家康は松平忠明を大坂城主とし（元和五年七月大和郡山に転封）大いに市街整理を行わしめた。すなわちまず大坂城三の丸を新たに市街地としてここに伏見町人を移住せしめるとともに、京町堀川・江戸堀川の開さくを行い、また市中および接近村落の寺院を小橋村・東西高津村および天満村の三カ所に集め、墓地も阿波座・津村・渡辺・三津寺・上難波等にあつたのを下難波の千日などいわゆる辺隅の地に大坂七墓を建設した。飛田もその一つで、貞享・元禄の頃より明治初期に至るまで大坂では孟蘭盆になると、心ある人々は七墓巡りと称して諸霊供養のため七カ所の墓所を巡訪した。またここは千日・野江（沖掛りは安治川口、木津川口）とともに仕置場があり、刑の執行を行う四カ所（鳶田・天満・天王寺・道頓堀に置かれ総人員二、二〇〇名）の一部が配置されていた。明治になって墓地在阿倍野墓地に移されたため、現在は東田町八〇に「旧蹟今宮飛田太子地藏尊」の碑があるのみである。

七墓巡り



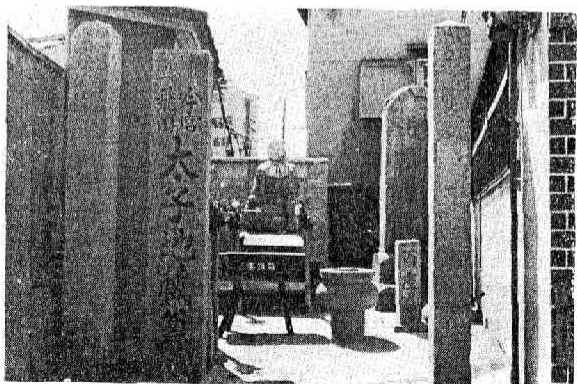
飛田墓地の碑

飛田墓地

備考 一、旧記に飛田は荒田、鶴田、鴨田なども書かれ、聖徳太子が封ぜられたものと伝えその起源はすこぶる古いと見られている。

二、大坂七墓は通常、梅田・葎原・蒲生・小橋・高津・千日・飛田があげられ、七墓めぐりに「あだし煙の梅田の火屋」「道もなき野原葎原葎原の火葬の燃ゆる光」「泣き泣き歩む夏草の蒲生の三味」「それとも知らず分れ行く末は小長谷のはかなやな」「高津

の墓所に夕立の雲のむらむら風早み」「煙しるべに千日の柴も命の一時の」「是ぞ三途と一足に飛田の墓」というのがある（智古教信七墓廻り）



太子地藏尊

名高いそ菜
地帯

旧幕時代当区は大坂近郊の蔬菜地帯としてよく人々に知られるとともに、元禄年間津守新田の開墾があつて当区の地も非常な広がりをもつた。もともと江戸期では米穀を中心とする生産力の維持が図られ、穀物以外の煙草・甘蔗・桑・茶・葱・藍・麻などを本田畑に栽培することは、いわゆる「勝手作り」の名で禁止されていた。しかし大坂三郷は商業都市として発展し、その住民の需要する青果類は到底市内で生産し得ず、自然これを近郊地にもとめざるを得ないことから、江戸期においてもある程度勝手作が許されていたとみられ、攝津群談（元禄一四年刊 岡田後志編）にも当区関係としてつぎの名産品があげられている。

名産

勝間木綿 西成郡勝間村にあり当所の女工織之之所々の市店に出す糸綿を撰で絹の如く渡広く長足て世俗の所、

好也

新家白茄子 同所新家にあり色白を以て号之之姫瓜の大なるに似たり

木津越瓜 同郡木津村田圃に作り市店に出す或之酒の糟に点じて奈良漬瓜と云

同所蕪菜菔 同郷にあり天王寺に同じ

同所香瓜

同郷にあり則当所に於て青皮を去美の白を革紐の如く切廻て長統け高増に懸て炎天に乾しむ風に瓢を速く見る人流の白糸に寄て秀句す其能乾たるを世に干瓢と云

今宮干生瓠

同郡今宮村の田圃開民家軒に作り瓠小くして数多生るを以て干生の名あり

このほか甘藷・蘿蔔・葱・胡蘿蔔・蕪青・水菜・茄子・胡瓜・土芋・南瓜・西瓜・牛蒡・旭瓜・蕃椒・三つ葉・菊菜・菠薐草などの産物があり、当区一帯はいわゆる畑場八カ村の地として著名の地域

畑場八カ村

であつた。この畑場八カ村とは西成郡に属した難波・木津・今宮・西高津・勝間・中在家・今在家・吉右衛門肝煎地の八カ村で、当区はその主体をなしていた。かく隆盛になつたのは、地味が蔬菜栽培に適し、また地理的に肥料獲得の便などの点にあつた。しかし、こうした三郷南部の畑地で生産した蔬菜物は、江戸時代唯一つの公許の市場である天満青物市場に運ぶことを要した。かくて余りにも遠隔であるため、しばしば道頓堀、湊町辺りで立売りを行ない、正式の市場として許されることを歎願したが、その都度天満市場などから苦情がで、九五カ年にもおよぶ再三の運動の結果、文化六年一三品（大根・菜類・茄子・葱・人参・冬瓜・白瓜・南瓜・西瓜・若午旁・分葱・芋類・蕪）に限り立売りが認められた。これが難波木津市場の起りであつた。また本区地方には棉作も盛んで、その肥料である干鰯・油粕・屎尿など運輸の便がよいところから廉価に入手できた上、販売の組織もよく整備されていた点から栽培条件にすぐれていた。特に勝間のごときは全町約百町歩の耕作地全部が棉花を栽培していたとあり（玉出町誌）またこの棉花を紡ぎこれをもって織り出された木綿は、勝間木綿として非常な名声を博した。

難波木津市

勝間木綿

津守新田
最初の開拓

つぎに当区にとつてもっとも大きい出来事は、津守新田の開墾と十三間堀川の開さくである。本新田ははじめ元禄一五年三月（一七〇二）京都の人横井源左衛門、金屋源兵衛の兩人が開墾に成功し、代官万年長十郎、小野朝之丞の検地をうけたものであるが（約百町歩）宝永四年一〇月四日（一七〇七）大地震が起り、宇南島の堤防はことごとく破壊し、北島の堤防もまた四〇間許り決潰し、新田全部激

湊屋九兵衛

浪にさらわれることとなった。そこで横井・金屋は湊屋九兵衛に譲り、湊屋は南島をすてて北島を修理したが、宝永五年再び堤が破壊されるに至った。かくて湊屋は土堤をやめて石堤とし亀甲型に頑丈に築立てたが、正徳年中(一七二一〜一七二五)又々大風高浪のため堤敷石、浪除けはもろろん百姓建ち家までことごとく流失し、蔑代銀(もつとも安い税金)ばかり上納したが、享保一八年(一七三三)遂に親族の袴屋弥右衛門(安堂の人、姓西村氏)に再び譲るに至った。

袴屋弥右衛門

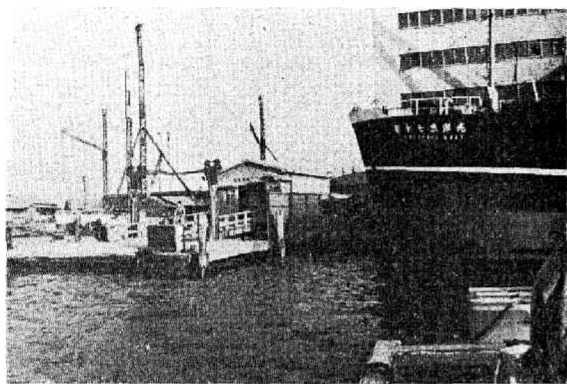
もともと袴屋の家は江戸積木綿仕入並びに綿問屋の渡世であったが、商売は弟房栄に任じ、隠居して名を弥助と改め、享保一八年よりこの荒蕪地の普請にかかった。この弥助の工事は古船に大石を積込み、そのまま沈め基礎を五、六尺につくり、その上に亀甲型の石垣堤を築き上げるといふ大工事で八九年の努力の後、元文五年(一七四〇)漸く完成をみた。時の代官疋田庄九郎は弥助こそ津守新田の開発者と激賞し、津守新田はその後永く袴屋新田と呼ばれた。

なお弥助の墓は柏原市安堂の曹洞宗大日寺にあり、寺に弥助の木像が残っている(享年五〇才、寛保二年二月一五日歿、



工場街となった現在の津守町方面

炭屋の由来



現在の木津川(千本松渡付近)

法名知禅院昌屋浄栄居士
そして天明四年七月(一七八四)津守新田は再び初代炭屋善五郎に代銀八五〇貫目、会所農具一五貫目にて譲渡されるに至った。その元祖五郎兵衛は淡路津名郡浦村白山の地から大坂に出て、川口に着いたとき道にて炭屋久右衛門(東区瓦町一丁目大手橋西詰にて炭問屋並びに淡路物産の廻船問屋をなし、炭屋と称していた)の通帳を拾い、正直に届けたところこれが縁で五郎兵衛はその養子となるに至った。しかし、その後久右衛門に実子が生れたため分家し、炭屋の屋号で廻船問屋をしたが、三代五郎兵衛に二子があり、その二男が分家して炭屋善五郎(炭屋)となった。これが初代白山善五郎で以来現在の当主に至っている。

木津川島新田
初代善五郎

津守新田は初め木津川の前の島だからというので、木津川島新田といわれたが、のち袴屋新田となり炭善の所有後は再び津守新田と称された。かくて初代善五郎は三八才のとき隠居して自ら津守に移り専心新田の経営に心を尽した。寛政二年三月二十九日の歿年であるが、墓は初め天王寺区生玉青蓮寺にあったが、のち移されて、いまは市電南津守の西方津守墓地内の白山家代々の墓中にある。津守新

田はその後幾度も拡張され、一般には一六〇町歩と称された。明治七年の調査によると

北島	五三・八四町	東島	二〇・四三町
西島	二五・八八町	南島	二六・一二町
外に七・五四町	合計	一三三・八三町	(約四〇万坪)

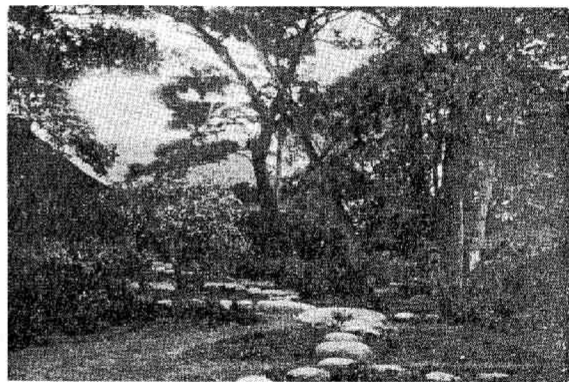
新田会所
向月庭

に上った。津守新田会所は現在の津守小学校の位置にあったが、その庭園は此花区春日出の八州軒とともに大阪の二大名園といわれ、向月庭の名は広く知られていた。昭和九年の関西大風害で荒廃し、いまその庭石の一部が白山殖産株式会社の前庭にある。

十三間川

つぎに十三間川（一に十三間堀川）については、現在大和川にかかる大和川大橋の東端で大和川より分岐し、北流して颯川（現在埋立られている）の下流七瀬川に合し、さらに

木津川にそそいでいるが、元禄一五年の検地帳によると「内川 嶋頭より中在家浦まで二千三百十二間 拾間」となり、そのはじめは地主の費用で掘り立て用水並びに尿管船通船のため、中在家村まで開さくされたものである。川名も内川あるいは拾間堀注と唱えられていた。その後宝永元年劔先船通



往昔の向月庭

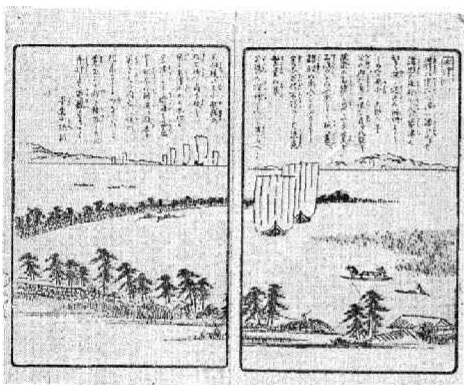
船のため住吉神前より新大和川まで掘られ延長された。

注 津守新田願書控天保一三年四月の条鈴木町代官所へ答申の項

「十三間川の儀は、元海表に之れ在り候処、先年右海面浅瀬に相成候間、中在家村堤迄、海表相廻し元禄拾壹年受地開発仰付け遊せられ、其節当時十三間川と唱へ候分は川巾拾間長式千參百拾式間、右受負人の入用を以て掘立て用水并尿管船を通船致させ度候段相願ひ、同拾五年御検地受け奉り、津守新田でき申候儀に御座候（中略）宝永元年劔先船通路の為、新大和川より住吉神前まで受負願人之れ在り、前書拾間川へ向け、御奉行織田山城守様掘り抜きなされ、劔先船船通船仕り、其節より十三間川と相唱え候様承り及び申候（中略）十三間川の儀当新田下作人共拾間堀と下にて相唱え申候」

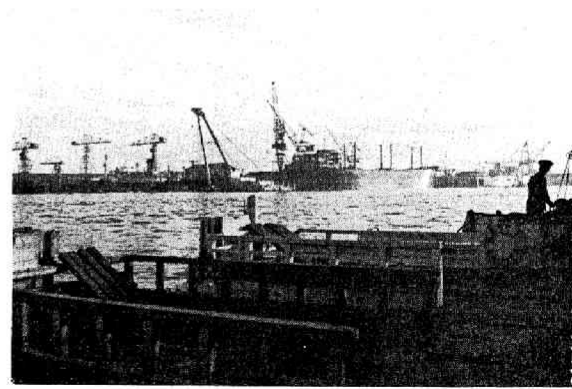
この十三間川は現在川幅僅かに三間ないし五、六間となり著るしく汚れているが、明治の初年ごろまでは兩岸に松の並木、楊柳などがあり頗る風情に富み、大坂より楼船を浮かべ、道頓堀川より船で住吉に遊ぶものが多かった。また木津川も兩岸の新田がおいおい開拓されるとともに、川口は年々に下流にのび、江戸末期の安政年間には外国船渡来の不安から、その川口に砲台がつくられ、またそののち明治一一年五月灯台が

木津川



木津川口風景
浪華のにぎわひより

千本松



現在の千本松渡付近 対岸は大正区

つくられた。さらに現在佐野安、名村、藤永田の各造船所のある辺りは、昔は押海堤といわれ、津守村村界より木津川口に沿うて一洲が長く海中に突き出し、堤上は松林が茂り、避波松または千本松と称された。名所図会などによればその風景は殊の外すぐれ丹後の天の橋立、駿河の三保の松原にも比せられた。

第五章 明治時代

一 行政区画の変せん

大阪府の
成立の

慶応三年（一八六七）王政復古の大号令が發布され、明治元年正月二二日（一八六八）大阪鎮台がおかれ（東区津村別院内）大納言醍醐忠順がその長官となった。ついで同月二七日大阪鎮台を大阪裁判所と改められ、さらに五月二日大阪府となり醍醐がそのまま初代の知事となった。これより先二月二一日郡村における民政租税の事務を司るため大阪裁判所の下に司農局を置いたが、その頃における当区関係の石高はつぎの通りであった。

旧代官内海多次郎支配地

西成郡

津守新田

四八一石一斗九合

今宮村

二二四一石四斗九升七合

桜井新田

四五石九斗一合五勺

木津村

二六四二石六斗二升八合